

民間資金等活用事業推進委員会議事規則

平成 11 年 10 月 8 日制定
平成 13 年 1 月 22 日一部改正

（会議の召集）

第 1 条 民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が召集する。

（委員長代理）

第 2 条 委員長に事故がある場合における前条の規定の適用については、民間資金等活用事業推進委員会令（平成 11 年政令第 280 号）第 2 条第 3 項に規定する委員は、委員長とみなす。

（意見の開陳等）

第 3 条 専門委員は、委員長の求めに応じ、委員会に出席して意見を述べることができる。

第 4 条 委員長は、必要と認める者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（公表等）

第 5 条 委員会の終了後、委員長又は委員長の指名する者が、必要に応じて、記者会見を行い議事内容を説明することとする。

2 委員会の終了後速やかに議事概要（発言者名なし）を作成し、公表するものとする。

3 委員会の議事録（発言者名なし）については、作成後これを公表するものとする。

4 委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

5 第 2 項から前項までの規定により公表し又は公開する議事概要等については、コンピュータネットワークにより広く国民の方々の入手を可能とするよう配慮するものとする。

(部会)

第6条 第1条、第2条、第4条及び前条の規定は部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「第2条第3項」とあるのは「第4条第4項」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成11年10月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月22日から施行する。